



2026年7月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ル ア ー ト
代 表 者 名 取 締 役 社 長 友 岡 正 明
(コード番号 5644 東証スタンダード市場)
役 職 ・ 氏 名 執 行 役 員 中 川 潤 二
電 話 0 7 7 - 5 6 3 - 2 1 1 1

(変更)「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する
公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ

当社が2026年5月14日に公表した「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2026年5月15日に公表した「(訂正)「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」で訂正された事項、及び2026年6月25日に公表した「(変更)「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ」で変更された事項を含み、以下「本プレスリリース」といいます。)について、その内容の一部に変更すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

Gerbera holdings 株式会社は、2026年5月15日より当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施しておりますが、本日、①本公開買付けにおける当社株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を7,600円から7,713円に変更した上、変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないこと、②買付予定数の下限を867,000株(所有割合:30.29%)から849,600株(所有割合:29.68%)に変更すること、並びに③本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を2026年7月28日まで延長し、合計52営業日とすること、及び法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはないことを決定したとのことです。

そこで、本プレスリリースの内容の一部に変更すべき事項が生じたので、以下のとおり変更いたします。

2. 変更箇所

変更箇所につきましては下線を付しております。

2. 買付け等の概要

(変更前)

公開買付けの目的	公開買付者による当社の完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月15日(金曜日)から2026年7月 <u>13</u> 日(月曜日)まで(42営業日)
買付け等の価格	当社株式1株につき、 <u>7,600</u> 円

買付予定数の下限（注1）	867,000（株）（所有割合（注2）：30.29%）
買付予定数の上限	—（株）

（注1）本公開買付けにおける買付予定数の下限（867,000株、所有割合：30.29%）は、当社が本日公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（3,157,382株）より、同日現在の当社が所有する自己株式数（294,742株）を控除した株式数（2,862,640株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する議決権の数（28,626個）の3分の2（19,084個）（小数点以下切上げ）から、本日現在、当社の取締役が所有する、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役が付与された譲渡制限付株式（譲渡制限解除済みのものを除き、以下「本譲渡制限付株式」といいます。）（注3）（4,459株）に係る議決権（44個）の数及びダイハツ工業株式会社（以下「ダイハツ工業」といいます。）が所有する株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している当社株式（以下「本不応募株式」といいます。）の数（1,037,000株、所有割合：36.23%）に係る議決権数（10,370個）を控除した数（8,670個）に100を乗じた株式数（867,000株）に設定しているとのことです。また、当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（特別関係者の株券等所有割合を含みます。）は66.51%（小数点以下第三位を四捨五入）となるとのことです。なお、株券等所有割合の計算においては、本基準株式数（2,862,640株）に係る議決権の数（28,626個）を分母として計算しているとのことです。

（注2）「所有割合」とは、本基準株式数に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。また、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者が所有することになる当社株式（所有割合：30.29%）及び本不応募株式（所有割合：36.23%）に係る所有割合は66.51%になるとのことです。

＜後略＞

（変更後）

公開買付けの目的	公開買付者による当社の完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月15日（金曜日）から2026年7月28日（火曜日）まで（52営業日）
買付け等の価格	当社株式1株につき、7,713円
買付予定数の下限（注1）	849,600（株）（所有割合（注2）：29.68%）
買付予定数の上限	—（株）

（注1）本公開買付けにおける買付予定数の下限（849,600株、所有割合：29.68%）は、(1)①(i)当社が2026年5月14日付で公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（3,157,382株）より、同日現在の当社が所有する自己株式数（294,742株）を控除した株式数（2,862,640株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する議決権の数（28,626個）から、(ii)公開買付者が、当社株式を買付予定数の下限の数だけ取得する場合に所有することになる当社株式（849,600株、所有割合：29.68%）に係る議決権数（8,496個）、(iii)2026年6月25日現在、当社株式を18.74%保有する株式会社MI2、村上貴輝氏（以下、株式会社MI2及び村上貴輝氏を総称して「大量保有者グループ」といいます。）が公開買付けを実施せずに所有することができる最大値である30.00%の当社株式を所有した場合の当社株式（858,792株、所有割合：30.00%。以下「大量保有者グループ最大株式」といいます。）に係る議決権数（8,587個）、(iv)ダイハツ工業株式会社（以下「ダイハツ工業」といいます。）が所有する株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している当社株式（1,037,000株、所有割合：36.23%。以下「本不応募株式」といいます。）に係る議決権数（10,370個）、及び(v)本譲渡制限付株式（以下に定義します。以下同じです。）（4,459株）に係る議決権（44個）を控除した、(vi)その他一般株主が所有することになる当社株式（112,789株）に係る議決権（1,127個）に対して、当社の過去10事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.58%

(注4)の小数点以下を切り上げた77.00%を乗じた議決権数(868個)に、②公開買付者が当社株式を買付予定数の下限の数だけ取得した時に保有する当社株式に係る議決権数(8,496個)、③大量保有者グループ最大株式に係る議決権数(8,587個)、④本不応募株式に係る議決権数(10,370個)、⑤本譲渡制限付株式に係る議決権(44個)を合算した議決権数(28,365個)の3分の2(18,910個)(小数点以下切上げ)から、(2)①本日現在、当社の取締役が所有する、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された譲渡制限付株式(譲渡制限解除済みのものを除き、以下「本譲渡制限付株式」といいます。)(注3)(4,459株)に係る議決権(44個)の数及び②本不応募株式に係る議決権数(10,370個)を控除した数(8,496個)に100を乗じた株式数(849,600株)に設定しているとのことです。また、当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(特別関係者の株券等所有割合を含みます。)は65.91%(小数点以下第三位を四捨五入)となるとのことです。なお、株券等所有割合の計算においては、本基準株式数(2,862,640株)に係る議決権の数(28,626個)を分母として計算しているとのことです。かかる買付予定数の下限の考え方については、下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2)意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」をご参照ください。

(注2)「所有割合」とは、本基準株式数に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。また、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者が所有することになる当社株式(所有割合:29.68%)及び本不応募株式(所有割合:36.23%)に係る所有割合は65.91%となるとのことです。

<中略>

(注4)当社が2026年6月26日に提出した第95期有価証券報告書において記載された、2026年6月26日開催の第95回定時株主総会の基準日の総株主の議決権数(28,568個)、及び当社が2026年6月30日に提出した臨時報告書に記載された第95回定時株主総会において行使された議決権の数の全議案最大値(19,546個)から、当該株主総会における議決権行使比率の最大値は68.42%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権行使比率の計算において同じです。)に相当します。また、同様の方法で議決権行使比率の最大値を計算した場合、2025年6月26日開催の第94回定時株主総会は70.23%、2024年6月25日開催の第93回定時株主総会は67.67%、2023年6月27日開催の第92回定時株主総会は70.27%、2022年6月24日開催の第91回定時株主総会は65.14%、2021年6月25日開催の第90回定時株主総会は73.64%、2020年6月25日開催の第89回定時株主総会は73.61%、2019年6月25日開催の第88回定時株主総会は76.56%、2018年6月26日開催の第87回定時株主総会は76.58%、2017年6月27日開催の第86回定時株主総会は72.80%となり、当社の過去10事業年度の定時株主総会における議決権行使比率の最大値は76.58%となります。

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(1) 意見の内容

(変更前)

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2)意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(変更後)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者が、本公開買付条件変更（下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「イ. 公開買付者と当社並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」において定義します。以下同じです。）を決定したことを受けて、2026年7月13日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持する旨の決議をいたしました。

なお、上記2026年5月14日及び2026年7月13日開催の取締役会決議は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

なお、当社自己株式取得においては、ダイハツ工業に法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、当社自己株式取得の対価を、当社株式1株当たり5,627円（以下「当社自己株式取得価格」といいます。）に設定することを想定しているとのことです。当社自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、当社自己株式取得における当社株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価は、本公開買付けにおける当社株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。また、本公開買付価格を当社自己株式取得における当社株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価よりも高く設定することで、当社株式の全ての取得に要する資金を当社の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、当社の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としているとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、当社自己株式取得後に、ダイハツ工業から本再出資（注）を受けることを予定しており、本再出資後は、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業が公開買付者の株式の全てを所有する予定であり、それぞれの出資割合は、ダイハツ工業が本取引後も継続して当社の経営に本取引前と同程度に関与する予定であることを踏まえ、日本モノづくり未来2号ファンドが66.7%、ダイハツ工業が33.3%となる予定とのことです。詳細は、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「イ. 公開買付者と当社並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」をご参照ください。

（注）本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である5,627円（ただし、本株式併合を実施することにより当社の発行済株式総数が減少することを踏まえ、本株式併合における当社株式の併合の

割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。)にする予定であり、当該評価額から割引された価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額が決定されることはないことから、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、本再出資は当社の主要株主であり筆頭株主であるダイハツ工業が当社株式の非公開化後も公開買付者への出資を通じて当社の運営に関与することを目的として実施されるものであり、ダイハツ工業による本公開買付けへの応募可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

<中略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を867,000株(所有割合:30.29%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(867,000株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わないとのことです。これは、本取引においては当社株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際に、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引を確実に実施すべく、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者、当社の筆頭株主及びその他の関係会社であるダイハツ工業、並びに本譲渡制限付株式を保有する当社の取締役が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したとのことです。一方、上記のとおり、本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の全て(ただし、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(867,000株)以上の場合には、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。

<中略>

II. 本公開買付け(2026年5月15日～7月13日(予定))

公開買付者は当社株式の全て(ただし、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。

<中略>

III. 本公開買付けの実施後

<中略>

③ 当社自己株式取得(2026年10月頃(予定))

当社は、本資金提供により確保された資金及び既存の分配可能額を活用して、本不応募株式を取得する当社自己株式取得を実施。なお、当社自己株式取得における自己株式取得の対価は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの検討結果を踏まえて、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、当社株式1株当たり5,627円を予定。

<中略>

④ 本再出資(2026年10月頃(予定))

ダイハツ工業は、当社自己株式取得後に、公開買付者に対して、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業の出資割合が66.7%及び33.3%となるよう本再出資を実施。なお、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である7,600円(ただし、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定。

<後略>

(変更後)

なお、当社自己株式取得においては、ダイハツ工業に法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、当社自己株式取得の対価を、当社株式 1 株当たり 5,691 円（以下「当社自己株式取得価格」といいます。）に設定することを想定しているとのことです。当社自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、当社自己株式取得における当社株式の 1 株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価は、本公開買付けにおける当社株式の 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。また、本公開買付価格を当社自己株式取得における当社株式の 1 株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価よりも高く設定することで、当社株式の全ての取得に要する資金を当社の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、当社の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としているとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、当社自己株式取得後に、ダイハツ工業から本再出資（注）を受けることを予定しており、本再出資後は、日本モノづくり未来 2 号ファンド及びダイハツ工業が公開買付者の株式の全てを所有する予定であり、それぞれの出資割合は、ダイハツ工業が本取引後も継続して当社の経営に本取引前と同程度に関与する予定であることを踏まえ、日本モノづくり未来 2 号ファンドが 66.7%、ダイハツ工業が 33.3%となる予定とのことです。詳細は、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「イ. 公開買付者と当社並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」をご参照ください。

（注）本再出資における公開買付者の普通株式 1 株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である 7,713 円（ただし、本株式併合を実施することにより当社の発行済株式総数が減少することを踏まえ、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。）にする予定であり、当該評価額から割引された価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式 1 株当たりの払込価額が決定されることはないことから、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式 1 株当たりの払込価額は、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、本再出資は当社の主要株主であり筆頭株主であるダイハツ工業が当社株式の非公開化後も公開買付者への出資を通じて当社の運営に関与することを目的として実施されるものであり、ダイハツ工業による本公開買付けへの応募可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

<中略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 867,000 株（所有割合：30.29%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（867,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わない予定であったとのことです。これは、本取引においては当社株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際に、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引を確実に実施すべく、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者、当社の筆頭株主及びその他の関係会社であるダイハツ工業、並びに本譲渡制限付株式を保有する当社の取締役が当社の総株主の総議決権数の 3 分の 2 以上を所有することとなるように設定したものであったとのことです。その後、公開買付者は、当初の公開買付期間の最終日である 2026 年 6 月 25 日の応募株券等の総数が買付予定数の下限に近い水準であり、多くの当社の株主より本公開買付けの趣旨にご賛同いただいていると考えたこと等を踏ま

えて、当社株式の非公開化に支障が生じない範囲内において、本公開買付けの成立の確実性を高めることを目的として、買付予定数の下限の引き下げの可能性についても検討したとのことです。

これらの検討を通じて、株式併合に係る臨時株主総会のような二段階買収に係る株主総会においては、株式併合に係る議案に対する議決権行使比率が、その直近の定時株主総会における議決権行使比率と比較して低下する傾向があることに鑑みると、本臨時株主総会（下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）において実際に行使される議決権数は不明であるものの、当社の過去 10 事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値が 76.58%であることを踏まえ、本臨時株主総会において、(i)公開買付者、ダイハツ工業、本譲渡制限付株式を所有する当社の取締役は、保有する当社株式に係る全議決権について賛成の議決権を行使し、(ii)大量保有者グループは、大量保有者グループ最大株式を保有しており、かつ、当該当社株式に係る全議決権について反対の議決権を行使し、(iii)その他の一般株主は、全議決権数（本基準株式数に係る議決権数から、公開買付者、大量保有者グループ、ダイハツ工業、本譲渡制限付株式を所有する当社の取締役が保有する議決権数を控除した数）に、当社の過去 10 事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である 76.58%の小数点以下を切り上げた 77.00%を乗じた議決権数について、反対の議決権を行使すると仮定し、かかる仮定を置いた場合であっても本臨時株主総会において特別決議の可決に要する 3 分の 2 の賛成の議決権行使を確保できるような議決権数となるように買付予定数の下限を設定すれば、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を合理的に防ぎつつ、本公開買付けの成立の確実性を高めることが可能であると考えに至ったとのことです。

以上の検討を踏まえ、前記「２ 買付け等の概要」の注 1 の計算方法に基づき、本公開買付けにおける買付予定数の下限を、849,600 株（所有割合：29.68%）に設定しているとのことです。

本公開買付けにおいては、上記のとおり、買付予定数の下限を本不応募株式の数及び当社の取締役が所有する本譲渡制限付株式の数と併せて当社の総株主の議決権の数の 3 分の 2 に相当する議決権の数を確保できる株式数に設定していないことから、本公開買付けの成立後、公開買付者及び本不応募株主が所有する当社の議決権並びに当社の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 3 分の 2 を下回る場合、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において承認されない可能性も理論上は否定できないとのことです。

しかし、仮に、当該承認が得られない場合であっても、公開買付者は、最終的に当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式の非公開化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況や当該時点における当社の株主の所有状況及び属性、市場株価の動向並びに本臨時株主総会における議決権行使比率等も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、新たな公開買付け又は市場内での買付け若しくは市場外での相対取得の方法により、当社株式を追加取得し、当社株式の非公開化を目指す予定とのことです。当該追加取得に関しては、公開買付者は、当社が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、新たな公開買付けの場合は、本公開買付価格と同一の価格により、市場内取引の場合は市場価格により、市場内取引以外の方法による場合には本公開買付価格と同一の価格により、当社株式を取得する方針とのことです。このような追加取得の具体的な時期及び方法並びにその後の株主総会による本株式併合に係る議案の承認までに要する期間については、市況等の諸事情によるため現時点では決定することができないものの、公開買付者としては実務上可能な限り速やかに本株式併合が実施されるように最大限努めるものとするとのことです。一方、上記のとおり、本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の全て（ただし、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（849,600 株）以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。

＜中略＞

Ⅱ．本公開買付け（2026 年 5 月 15 日～7 月 28 日（予定））

公開買付者は当社株式の全て（ただし、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を対

象に本公開買付けを実施。

<中略>

Ⅲ. 本公開買付けの実施後

<中略>

③ 当社自己株式取得（2026年10月頃（予定））

当社は、本資金提供により確保された資金及び既存の分配可能額を活用して、本不応募株式を取得する当社自己株式取得を実施。なお、当社自己株式取得における自己株式取得の対価は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの検討結果を踏まえて、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、当社株式1株当たり5,691円を予定。

<中略>

④ 本再出資（2026年10月頃（予定））

ダイハツ工業は、当社自己株式取得後に、公開買付者に対して、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業の出資割合が66.7%及び33.3%となるよう本再出資を実施。なお、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である7,713円（ただし、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定。

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

イ. 公開買付者と当社並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程（変更前）

<前略>

なお、スパークスは、ダイハツ工業との間で、2025年12月16日、本取引の実施に向けた本二者間契約書の締結に向けた協議を、また、ダイハツ工業及び当社との間で、本取引の実施に向けた本三者間契約書の締結に向けた協議を開始したとのことです。また、スパークスは、ゴーシューとの間で、2026年4月28日に秘密保持契約を締結し、同日、本応募契約の締結に向けた協議を開始したとのことです。その後、本日に本公開買付価格を7,600円とすることを含む本応募契約の締結について合意に至ったとのことです。

以上の経緯を経て、公開買付者は、本日付で、ダイハツ工業との間で本二者間契約書を、ダイハツ工業及び当社との間で本三者間契約書を、ゴーシューとの間で本応募契約を締結し、本公開買付価格を7,600円、当社自己株式取得価格を5,627円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年5月15日から、本公開買付けを開始いたしましたが、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様は本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）並びに、当社が2026年6月26日付で事業年度第95期（自2025年4月1日至2026年3月31日）に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成29年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計42営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者としては、7,600円という本公開買付価格は、当社の価値を十分に

反映しているものであり、当社の株主の皆様¹に当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はしないとのことです。

(変更後)

＜前略＞

なお、スパークスは、ダイハツ工業との間で、2025年12月16日、本取引の実施に向けた本二者間契約書の締結に向けた協議を、また、ダイハツ工業及び当社との間で、本取引の実施に向けた本三者間契約書の締結に向けた協議を開始したとのことです。また、スパークスは、ゴーシューとの間で、2026年4月28日に秘密保持契約を締結し、同日、本応募契約の締結に向けた協議を開始したとのことです。その後、2026年5月14日に本公開買付条件変更前の本公開買付価格を7,600円とすることを含む本応募契約の締結について合意に至ったとのことです。

以上の経緯を経て、公開買付者は、本日付で、ダイハツ工業との間で本二者間契約書を、ダイハツ工業及び当社との間で本三者間契約書を、ゴーシューとの間で本応募契約を締結し、本公開買付条件変更前の本公開買付価格を7,600円、本公開買付条件変更前の当社自己株式取得価格を5,627円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年5月15日から、本公開買付けを開始いたしましたが、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様¹に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を延長すること、並びに、当社が2026年6月26日付で事業年度第95期（自2025年4月1日至2026年3月31日）に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計42営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者としては、7,600円という本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映しているものであり、当社の株主の皆様¹に当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はない旨を公表したとのことです。

上記の公開買付期間の延長を決定した際、公開買付者は、上記のとおり、本公開買付条件変更前の本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映しているものであり、当社の株主の皆様¹に当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたこと、また、本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを踏まえ、本公開買付価格の変更を行う必要はないと考えていたとのことです。その後、公開買付者は、引き続き当社株式の市場取引の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視して参りましたが、上記の公開買付期間の延長後における当社株式の市場取引の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、当社の株主の皆様¹に対して本公開買付条件変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供するとともに、本公開買付条件変更による本公開買付価格の変更も踏まえて本公開買付けに対する応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保することも検討する必要があると考えたとのことです。公開買付者は、かかる考えの下、本公開買付価格を7,600円から7,713円に変更した上で、公開買付期間を2026年7月28日まで延長して合計52営業日とすることを決定したとのことです（買付予定数の下限の変更と併せて、以下「本公開買付条件変更」といいます。）。また、公開買付者は、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しない旨、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨とともに、買付予定数の下限を867,000株（所有割合：30.29%）から849,600株（所有割合：29.68%）に変更することを決定したとのことです。

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(ii) 検討・交渉の経緯

(変更前)

<前略>

これを受け、本特別委員会は、(a) 本取引の条件の形成過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたと認められること、(b) 本公開買付価格については、(i) 市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、(ii) ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であり、一定の合理的な水準にあると評価できること、(c) 本公開買付価格に付されたプレミアムは、近時の他社事例におけるプレミアム水準と比べても、当該事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値に対しては上回っており、他方で、当該事例における直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値のみが下回っているものの、その乖離幅は1.31%と小さいと評価できることを踏まえれば、遜色のない水準と評価できること等を踏まえ、スパークスに対して、2026年5月12日に、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGによる当社株式に係る株式価値の算定結果等に照らして慎重に協議・検討した結果、最終的な当社の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月14日開催予定の当社取締役会の決議によることを前提として、本公開買付価格を7,600円、当社自己株式取得価格を5,627円とする旨の提案を応諾する旨の回答を行いました。

(変更後)

<前略>

これを受け、本特別委員会は、(a) 本取引の条件の形成過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたと認められること、(b) 本公開買付価格については、(i) 市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、(ii) ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であり、一定の合理的な水準にあると評価できること、(c) 本公開買付価格に付されたプレミアムは、近時の他社事例におけるプレミアム水準と比べても、当該事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値に対しては上回っており、他方で、当該事例における直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値のみが下回っているものの、その乖離幅は1.31%と小さいと評価できることを踏まえれば、遜色のない水準と評価できること等を踏まえ、スパークスに対して、2026年5月12日に、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGによる当社株式に係る株式価値の算定結果等に照らして慎重に協議・検討した結果、最終的な当社の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月14日開催予定の当社取締役会の決議によることを前提として、本公開買付価格を7,600円、当社自己株式取得価格を5,627円とする旨の提案を応諾する旨の回答を行いました。

その後、当社は、公開買付者から、2026年7月8日及び同月13日、本公開買付価格を7,600円から7,713円、当社自己株式取得価格を5,691円に変更した上で、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しない旨とともに公開買付期間を2026年7月28日まで延長すること、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはないこととともに、買付予定数の下限を867,000株（所有割合：30.29%）から849,600株（所有割合：29.68%）に変更することを検討している旨の伝達を受けました。

これに対して、当社は、2026年7月13日開催の当社取締役会において、当社としても、本公開買付条件変更前の本公開買付価格（7,600円）が当社の株主の皆様にとって当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、本公開買付条件変更により本公開買付価格が7,713円に引き上げられることは、当社の株主の皆様が享受する利益の増加をもたらすものであること等を踏まえ、本公開買付価格を7,713円、当社自己株式取得価格を5,691円とするともに、買付予定数の下限を867,000株（所有割合：30.29%）から849,600株（所有割合：29.68%）に変更する提案に応諾し、公開買付者が本公開買付条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付条件変更に対して賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、公開買付者にその旨の回答を行いました。

（iii）判断内容

（変更前）

以上の経緯の下で、当社は、長島・大野・常松から受けた法的助言、KPMGから受けた助言及びKPMGから提出を受けた2026年5月13日付の当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本且付答申書（以下「本答申書」といいます。なお、本答申書については、別添の本答申書の内容をご参照ください。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否か等について、慎重に検討・協議を行いました。

<中略>

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「（3）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

（変更後）

以上の経緯の下で、当社は、長島・大野・常松から受けた法的助言、KPMGから受けた助言及びKPMGから提出を受けた2026年5月13日付の当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2026年5月14日付答申書（以下「本答申書」といいます。なお、本答申書については、別添1の本答申書の内容をご参照ください。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否か等について、慎重に検討・協議を行いました。

<中略>

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「（3）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない

い出席監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、公開買付者との間で本公開買付条件変更について協議を行い、2026年7月13日開催の取締役会において、本公開買付条件変更について慎重に協議・検討を行い、本特別委員会から提出された2026年7月13日付追加答申書の内容も踏まえ、以下の点等から、本公開買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決定しました。

(f) 本公開買付条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年5月14日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に影響を与える重要な状況の変化は発生しておらず、また、本公開買付条件変更に伴うLBOローンに係る借入額の増額を踏まえても当該借入は当社の事業運営に影響を与えるものではなく本取引に伴い生じ得るデメリッ
トは引き続き限定的であると考えていることから、本公開買付条件変更後も本取引は当社の
企業価値の向上に資するものであること

(g) 本公開買付条件変更により、買収対価の種類に変更はなく、本取引の方法にも基本的には変更はないため、本取引の方法及び買収対価の種類については、本公開買付条件変更後も妥当性があると考えられること

(h) 2026年5月13日以降、KPMGが実施した当社株式の価値算定の前提とされた当社作成に係る本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測に変更はなく、本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられ、2026年5月13日以降、当社の企業価値に影響を与える重要な状況の変化は発生していないため、本取引の公表後も当社の本源的価値に変更はないものと考えられる。したがって、本公開買付条件変更前の本公開買付価格である7,600円は引き続き公正であると考えられるが、本公開買付条件変更により本公開買付価格が7,713円に引き上げられることは、当社の株主の皆様が享受する利益の増加をもたらすものであることから、当社の株主の皆様合理的な株式の売却の機会を与える観点から、望ましいと考えられること

(i) 本公開買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定の申立てを行う権利が確保されない手法は採用しないこと、本公開買付けが成立した場合に当社株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ当社株主に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本公開買付条件変更後においても強圧性が排除されていると考えられること、それに加えて他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえれば、本取引に係る手続の公正性が損なわれるものではないと考えられること

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(ii) 検討の経緯

(変更前)

<前略>

その上で、本特別委員会は、スパークス及びダイハツ工業から、本取引の意義・目的、本取引実施後の経営体制・経営方針等について、また、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的・意義及び本取引後の経営体制・経営方針等に関する説明をそれぞれ受け、それぞれとの間でこれら関する質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、当社が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。さらに、上記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMGは、

当社が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎した本財務予測を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、本財務予測、KPMGが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、本特別委員会は、長島・大野・常松から本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、スパークスから公開買付価格に関する提案を受領する都度、KPMGから適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、同社から受けた財務的見地からの助言及び長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言を踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討することにより、スパークスとの協議・交渉過程に実質的に関与いたしました。

(変更後)

<前略>

その上で、本特別委員会は、スパークス及びダイハツ工業から、本取引の意義・目的、本取引実施後の経営体制・経営方針等について、また、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的・意義及び本取引後の経営体制・経営方針等に関する説明をそれぞれ受け、それぞれとの間でこれらに関する質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、当社が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。さらに、上記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMGは、当社が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、本財務予測、KPMGが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、本特別委員会は、長島・大野・常松から本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、スパークスから公開買付価格に関する提案を受領する都度、KPMGから適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、同社から受けた財務的見地からの助言及び長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言を踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討することにより、スパークスとの協議・交渉過程に実質的に関与いたしました。

その後、本特別委員会は、2026年7月8日及び同月13日、公開買付者から本公開買付条件変更に係る提案を受け、同月9日及び同月10日に委員会を開催したほか、委員会の開催に先立ち、また、各会日間や2026年7月13日付追加答申書の承認に至るまでの間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本公開買付条件変更について協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、本公開買付条件変更につき検討するため、当社に対してインタビューを実施し、本公開買付条件変更が当社の経営に与える影響等についての説明を受け、これに対する質疑応答を行ったほか、本公開買付条件変更に関する一連の資料その他の本特別委員会において追加で提出された資料を検討した上で、委員会への出席を求めた者への意見聴取、書面又は口頭での質疑を行うこと等により、本公開買付条件変更について慎重に協議及び検討を行いました。

以上の審議及び検討の結果、本特別委員会は、2026年7月13日において、委員3名全員の一致をもって、2026年7月13日付追加答申書を承認しました。

(iii) 判断内容

(変更前)

＜前略＞

本特別委員会は、以上の経緯の下で、長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言及びKPMGから受けた財務的見地からの助言並びに2026年5月13日付でKPMGから提出を受けた当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、本日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき別添の本答申書を提出いたしました。本諮問事項に対する本特別委員会の意見の内容及びその理由については、別添の本答申書をご参照ください。

(変更後)

＜前略＞

本特別委員会は、以上の経緯の下で、長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言及びKPMGから受けた財務的見地からの助言並びに2026年5月13日付でKPMGから提出を受けた当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026年5月14日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき別添1の本答申書を提出いたしました。本諮問事項に対する本特別委員会の意見の内容及びその理由については、別添1の本答申書をご参照ください。

その後、本特別委員会は、2026年7月8日及び同月13日、公開買付者から本公開買付条件変更に係る提案を受け、同月13日に、当社の取締役会に対し、委員全員の一致で、本公開買付条件変更を前提としても、別添1の本答申書に記載の答申内容を維持することが相当であるとする旨の内容の2026年7月13日付追加答申書を提出しております。2026年7月13日付追加答申書の詳細は別添2をご参照ください。

- ⑤ 当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議がない旨の意見

(変更前)

当社取締役会は、長島・大野・常松から受けた法的助言及び当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、当社の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は妥当性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役5名（うち社外取締役2名）のうち、戸村一弥氏を除く4名（すなわち、友岡正明氏、福本照久氏、荻野奈緒氏、大石悠人氏）全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、社外監査役である山川剛司氏を除く2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役である戸村一弥氏は、ダイハツ工業を2025年5月31日付で定年退職するまで同社の従業員であったため、同社の元従業員として当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者と

の協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当社の社外監査役である山川剛司氏は、ダイハツ工業の従業員であり、当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、当該取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る審議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(変更後)

当社取締役会は、長島・大野・常松から受けた法的助言及び当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、当社の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は妥当性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役5名（うち社外取締役2名）のうち、戸村一弥氏を除く4名（すなわち、友岡正明氏、福本照久氏、荻野奈緒氏、大石悠人氏）全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、社外監査役である山川剛司氏を除く2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

その後、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026年7月13日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役5名（うち社外取締役2名）のうち、戸村一弥氏を除く4名（すなわち、友岡正明氏、福本照久氏、荻野奈緒氏、大石悠人氏）全員の一致により、本公開買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決定しました。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、社外監査役である山川剛司氏を除く2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役である戸村一弥氏は、ダイハツ工業を2025年5月31日付で定年退職するまで同社の従業員であったため、同社の元従業員として当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点より、上記2026年5月14日及び2026年7月13日開催の取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当社の社外監査役である山川剛司氏は、ダイハツ工業の従業員であり、当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、当該取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る審議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、42営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図している

とのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回することを制限するような内容の合意や、当社が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。))と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(変更後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、52 営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回することを制限するような内容の合意や、当社が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。))と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

(変更前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、当社に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本日現在においては、2026 年 7 月 下旬 頃を予定しているとのことです。)が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。当社は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は 2026 年 9 月 中旬 頃を予定しております。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<中略>

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び当社を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026 年 9 月 中旬 を目途に開催するよう当社に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開

買付けへの応募又は上記の手續における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(変更後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、当社に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在においては、2026 年 8 月上旬頃を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。当社は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は 2026 年 9 月下旬頃を予定しております。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<中略>

上記の手續については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026 年 9 月下旬を目途に開催するよう当社に要請する予定ですが、具体的な手續及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手續における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. MBO等に関する事項

(3) 一般株主にとって公正であることに関する特別委員会の意見

(変更前)

上記「(1) MBO等の該当性」のとおり、本公開買付けは、当社にとってMBO等に準ずる行為に該当することから、当社は、有価証券上場規程（東京証券取引所）第 441 条に定められる「MBO等に係る遵守事項」に規定される手續を履践するため本取引が当社の一般株主にとって公正なものであることに関して、本特別委員会から本答申書を取得しております。本答申書の詳細は別添をご参照ください。

(変更後)

上記「(1) MBO等の該当性」のとおり、本公開買付けは、当社にとってMBO等に準ずる行為に該当することから、当社は、有価証券上場規程（東京証券取引所）第 441 条に定められる「MBO等に係る遵守事項」に規定される手續を履践するため本取引が当社の一般株主にとって公正なものであることに関して、本特別委員会から本答申書及び 2026 年 7 月 13 日付追加答申書を取得しております。本答申書の詳細は別添 1 をご参照ください。また、2026 年 7 月 13 日付追加答申書の詳細は別添 2 をご参照ください。

(参考)

(変更前)

本答申書（別添）

（変更後）

本答申書（別添1）

2026 年 7 月 13 日付追加答申書（別添2）

以 上

株式会社メタルアート取締役会 御中

2026 年 7 月 13 日

追 加 答 申 書

株式会社メタルアート特別委員会

委員長 大石 悠人

委 員 荻野 奈緒

委 員 村松 千左子

第1 はじめに

株式会社メタルアート（以下「**当社**」という。）は、Gerbera holdings 株式会社（以下「**公開買付者**」という。）が同年 5 月 15 日に開始した、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場されている当社が発行する普通株式（以下「**当社株式**」という。）の全て（ダイハツ工業株式会社が所有する当社株式（以下「**本不応募株式**」という。）及び当社が所有する自己株式を除く。）に対する公開買付け（以下「**本公開買付け**」という。）、並びにその後のスクイーズ・アウト手続を含む当社株式を非公開化するための一連の手続に関して、2026 年 7 月 8 日及び同月 13 日に、公開買付者から、以下の（A）乃至（C）を内容とする条件変更（以下「**本条件変更**」という。）を検討している旨の伝達を受けた。

- （A） 本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格を、当社株式 1 株当たり 7,600 円から 7,713 円に引き上げる（これに伴い、本不応募株式の自己株式取得における当社株式 1 株当たりの対価についても、当社株式 1 株当たり 5,627 円から 5,691 円に引き上げる）こと（以下「**本価格変更**」という。）
- （B） 本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「**公開買付期間**」という。）を 2026 年 7 月 28 日まで延長して合計 52 営業日とすること
- （C） 本公開買付けにおける買付予定数の下限を 867,000 株（所有割合：30.29%）から 849,600 株（所有割合：29.68%）に変更すること（以下「**本下限変更**」という。）

株式会社メタルアート特別委員会（以下「**当委員会**」という。）は、本条件変更を前提として、当委員会から当社取締役会に提出された 2026 年 5 月 14 日付「答申書」（以下「**本答**」

申書」という。)に記載の答申の内容に変更があるかについて、以下のとおり追加で答申(以下「**本追加答申**」という。)する。

なお、本追加答申書で使用される用語は、特段の記載のない限り、本答申書で用いられたものと同様の意味を有する。

第2 当委員会の意見

当委員会は、本答申書において、本取引に関して、大要以下の①～⑤の各事項を内容とする本答申を行っているところ、下記第4に記載のとおり、本条件変更を前提としても、本答申のいずれの点についても変更はなく、本答申を維持することが相当であると考ええる。

- ① 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものであると考えられる。
- ② 本公開買付けにおける買付け等の価格を含む本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられる。
- ③ 本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられており、本取引に係る手続は公正なものであると考えられる。
- ④ 本取引は、当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる。
- ⑤ 当社取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考えられる。

第3 当委員会における審議及び検討の経緯

当委員会は、本追加答申を行うに先立ち、2026年7月9日及び同月10日に委員会を開催したほか、委員会の開催に先立ち、また、各会日間や本追加答申書の承認に至るまでの間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行うこと等により、本条件変更について協議及び検討を行った。

具体的には、当委員会は、本条件変更につき検討するため、当社に対してインタビューを実施し、本条件変更が当社の経営に与える影響等についての説明を受け、これに対する質疑応答を行った。更に、当委員会は、当社作成の本公開買付けに係る意見表明決議に関するプレスリリースの変更プレスリリース(2026年7月13日時点におけるドラフト)(以下「**本変更プレスリリースドラフト**」という。)、及び公開買付者作成の本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書(同日時点におけるドラフト)(以下「**本訂正届出書ドラフト**」という。)のほか、本条件変更に関する一連の資料その他の当委員会において追加で提出された資料を検討した上で、委員会への出席を求めた者への意見聴取、書面又は口頭での質疑を行うこと等により、本条件変更について慎重に協議及び検討を行った。

また、当委員会は、本条件変更について協議及び検討を行うにあたって、委員会にKPM

G及びNO&Tを同席させるとともに、各会日間や本追加答申書の承認に至るまでの間においても必要に応じて都度電子メールを通じて、これらの者から専門的助言を得た。

以上の審議及び検討の結果、当委員会は、本追加答申書の作成日において、委員3名全員の一致をもって、本追加答申書を承認した。

第4 答申の理由

1. 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）

本変更プレスリリースドラフト及び本訂正届出書ドラフト並びに当社との質疑応答の結果等を踏まえると、本条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、また、2026年5月14日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に影響を与える重要な状況の変化は発生していない。

また、本答申書に記載のとおり、本取引に伴い当社に生じ得るデメリットとして想定される本取引に係るLBOローンによる財務・事業面での負担や制限について、公開買付者は、本公開買付けに要する資金の一部をLBOローンにより賄うこと、及び、本取引の完了後に、当社との間で吸収合併を実施することを予定しているため、実質的には当社がLBOローンの返済を負担することによる当社の財務及び事業への負担が見込まれるところ、本答申の時点において、スパークスグループとしては、LBOローンに係る返済、金利又は負担及びコベナント等の各種条件に関して、当社の事業運営及び当社グループにおいて将来想定されている投資に影響を与えないよう、当社のキャッシュ・フローや財務状況を考慮して調達することを想定しており、当社としても、スパークスグループの回答を前提とすれば、本取引に係る資金調達に関し、返済、金利又は負担及びコベナント等の各種条件に関して、必要な投資やキャッシュ・フローを踏まえ、当社の事業運営に影響を与えるものではないと考えていた。今般、本価格変更に伴いLBOローンに係る借入額の増額が予定されているが、当社としては、かかる増額後の借入額を前提としても、本取引に係る資金調達に関し、返済、金利又は負担及びコベナント等の各種条件に関して、必要な投資やキャッシュ・フローを踏まえ、当社の事業運営に影響を与えるものではないと考えている。かかる当社の認識を前提とすると、本取引に伴い生じ得るデメリットの影響は引き続き限定的であり、本取引によって期待されるメリットを明らかに上回るデメリットが生じる具体的な可能性は特段認められないという本答申時点の評価に変更はない。

以上を踏まえると、本条件変更を前提としても、本取引の目的には正当性・合理性が認められるという本答申における評価に変更はない。

2. 本取引の取引条件の公正性・妥当性（本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）

2026年5月13日以降、KPMGが実施した当社株式の価値算定の前提とされた当社作成に係る本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測に変更はなく、

本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられる。更に、同日以降、当社の企業価値に影響を与える重要な状況の変化は発生していないため、本取引の公表後も当社の本源的価値に変更はないものと考えられる。したがって、本価格変更前の本公開買付価格である7,600円は引き続き公正であると考えられるが、公開買付者において当社株式の市場取引の状況、当社の株主による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本価格変更により本公開買付価格が7,713円¹に引き上げられることは、当社の一般株主が享受する利益の増加をもたらすものであることから、当社の一般株主により合理的な株式の売却の機会を与える観点から、望ましいと考えられる。

また、本訂正届出書ドラフトによれば、本条件変更により、買収対価の種類に変更はなく、本取引の方法にも（下記の当社自己株式取得対価の増額を除き）変更はないため、本条件変更を前提としても、対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められないという本答申時点の評価に変更はない。なお、本価格変更後の当社自己株式取得対価（5,691円）は、本価格変更前と同様、ダイハツ工業が公開買付けに本不応募株式の全てを応募して売却したと仮定した場合に得られる税引後手取り額（本公開買付価格に本不応募株式の数に乗じた金額から当該売却に関してダイハツ工業に賦課される租税公課の額を減じた金額）と、ダイハツ工業が自己株式取得の方法により本不応募株式の全てを売却した場合に得られる税引後手取り額（1株当たり自己株式取得価格に本不応募株式の数に乗じた金額から当該売却に関してダイハツ工業に賦課される租税公課の額を減じた金額）が同一の金額となる条件が満たされるように算出されている²とのことである。

したがって、本条件変更を踏まえても、当社の一般株主の利益を図る観点から、本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているという本答申における評価に変更はない。

3. 本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）

本下限変更後の本公開買付けにおける買付予定数の下限（849,600株）は、所有割合にして29.68%に相当する株式数であるため、本公開買付けが成立した場合であっても、公開買付者及びダイハツ工業が所有する当社株式、並びに当社の取締役が所有する譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された譲渡制限付株式に係る議決権数の合計が、当社総議決権数の3分の2に満たない事態が生じ得ることから、本公開買付けの成立後に、株式併

¹ 本価格変更後の当該価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月13日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値5,020円に対して53.65%、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,123円に対して50.56%、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,201円に対して48.30%、直近6ヶ月間の終値単純平均値5,204円に対して48.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、また、本追加答申書の日付の前営業日である2026年7月10日の当社株式の終値である7,630円に対して1.09%のプレミアムを加えた価格である。

² 当委員会においても、かかる算出の結果について、独自に計算し、公開買付者の説明のとおりであることを検証している。

合が確実に実施できることにはならない。

しかしながら、本訂正届出書ドラフトによれば、本下限変更は、当初の公開買付け期間の最終日である 2026 年 6 月 25 日時点の応募株券等の総数が本下限変更前の買付予定数の下限に近い水準であったこと等を踏まえて、当社株式の非公開化に支障が生じない範囲内において、本公開買付けの成立の確実性を高めることを目的として行われるものとのことであり、本下限変更が行われた場合における本公開買付けの成立後における株式併合の確実性に関する公開買付けの説明は、大要以下のとおりである。

- (A) まず、公開買付けの成立後に実施される株式併合に係る臨時株主総会のような二段階買収に係る株主総会においては、株式併合に係る議案に対する議決権行使比率が、その直近の定時株主総会における議決権行使比率と比較して低下する傾向がある。
- (B) 上記の傾向に鑑みると、当社の過去 10 事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値が 76.58%であることを踏まえ、以下の(Ⅰ)乃至(Ⅲ)の仮定を置いた場合であっても会社法第 180 条に基づき本株式併合を行うこと等を付議議案に含む当社臨時株主総会（以下「**本臨時株主総会**」という。）において特別決議の可決に要する 3 分の 2 の賛成の議決権行使を確保できるような議決権数となるように買付予定数の下限を設定すれば、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を合理的に防ぎつつ、本公開買付けの成立の確実性を高めることが可能であると考える。
 - (Ⅰ) 公開買付け者、ダイハツ工業、及び本日現在、当社の取締役が所有する、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された譲渡制限付株式(4,459 株。以下「**本譲渡制限付株式**」という。)を所有する当社の取締役は、本臨時株主総会において、所有する当社株式に係る全議決権について賛成の議決権を行使する
 - (Ⅱ) 2026 年 6 月 25 日現在、当社株式を 18.74%所有する株式会社 MI 2 及び村上貴輝氏（以下、株式会社 MI 2 及び村上貴輝氏を総称して「**大量保有者グループ**」という。）は、公開買付けを実施せずに所有することができる最大値である 30.00%の当社株式を所有した場合の当社株式(858,792 株、所有割合：30.00%。以下「**大量保有者グループ最大株式**」という。)を所有しており、かつ、本臨時株主総会において、当該当社株式に係る全議決権について反対の議決権を行使する
 - (Ⅲ) その他の一般株主は、全議決権数（本基準株式数に係る議決権数から、公開買付け者、大量保有者グループ、ダイハツ工業、及び本譲渡制限付株式を所有する当社の取締役が所有する議決権数を控除した数：1,127 個）に、当社の過去 10 事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である 76.58%の小数点以下を切り上げた 77.00%を乗じた議決権数(868 個)につ

いて、本臨時株主総会において、反対の議決権を行使する

- (C) 以上を踏まえ、本下限変更後の買付予定数の下限は、(I)(a)(i)本基準株式数³に対する議決権数(28,626 個)から、(ii)公開買付者が、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社株式を買付予定数の下限の数だけ取得する場合に所有することになる当社株式に係る議決権数(8,496 個)、(iii)大量保有者グループ最大株式に係る議決権数(8,587 個)、(iv)本不応募株式に係る議決権数(10,370 個)、及び(v)本譲渡制限付株式に係る議決権数(44 個)を控除した、(vi)その他一般株主が所有することになる当社株式に係る議決権数(1,127 個)に対して、当社の過去 10 事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である 76.58%の小数点以下を切り上げた 77.00%を乗じた議決権数(868 個)に、(b)公開買付者が当社株式を買付予定数の下限の数だけ取得した時に所有する当社株式に係る議決権数(8,496 個)、(c)大量保有者グループ最大株式に係る議決権数(8,587 個)、(d)本不応募株式に係る議決権数(10,370 個)、(e)本譲渡制限付株式に係る議決権数(44 個)を合算した議決権数(28,365 個)の 3 分の 2 から、(II)(a)本譲渡制限付株式に係る議決権数(44 個)及び(b)本不応募株式に係る議決権数(10,370 個)を控除した数(8,496 個)に 100 を乗じた株式数(849,600 株)に設定している。

上記の公開買付者の説明に不合理な点は見当たらず、当委員会としては、本公開買付けが成立した場合に当社株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められると考える。また、本条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定の申立てを行う権利が確保されない手法は採用されないこと、かつ当社株主に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本条件変更後においても強圧性が排除されていると考えられる。

また、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえれば、本条件変更を前提としても、本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているという本答申における評価に変更はない。

4. 本諮問事項の①乃至③を踏まえ、本取引が当社の一般株主にとって公正なものであるか

上記 1 乃至 3 において詳細に検討したとおり、引き続き、本取引の目的には正当性・合理性があると認められ、本取引は当社の企業価値向上に資するものである上、本公開買付けを含む本取引全体について、本公開買付価格その他の取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性も認められる。

³ 当社が 2026 年 5 月 14 日に公表した「2026 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された同年 3 月 31 日現在の発行済株式総数(3,157,382 株)より、同日現在の当社が所有する自己株式数(294,742 株)を控除した株式数をいう。以下同じ。

以上から、本条件変更を前提としても、本取引は、当社の一般株主にとって公正なものであると考える。

5. 当社取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記のとおり、引き続き、本取引の目的の正当性・合理性、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性が認められることからすると、本取引が当社の一般株主にとって公正なものであると考えられることから、本条件変更を前提としても、当社取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると認められる。

第5 制約事項

本追加答申書の作成にあたっては以下のような制約があり、当委員会は、本追加答申書による答申の完全性を保証するものではない。当社においては、以下のような制約の存在をご理解いただいた上で、本追加答申書を本取引に関する検討の際に参照されたい。

- (A) 本追加答申に関連する事実について、当委員会は独自の調査を行っておらず、本追加答申は、当委員会が上記第3に挙げられる検討書類の記載及び当社からの説明聴取の結果のみに依拠して述べられるものであり、これら以外の本追加答申に影響を及ぼす事実・資料・情報等が存在しないことを前提とする。
- (B) 当委員会は、本追加答申にあたり開示を受けた情報及び資料について、文書によるものか口頭によるものかを問わず、かかる情報が本追加答申書の作成日付時点において正確、真実かつ完全であることを前提とする。
- (C) 本追加答申は、2026年7月13日を基準として述べられるものであり、同日以降、経済状態その他本追加答申の前提事情に関し重大な変更がないことを前提とする。
- (D) 本追加答申は、当社取締役会に対する答申のみを目的とし、かつ、当社が本追加答申書の内容につき秘密を保持することを前提として作成されたものである。したがって、当委員会の事前の書面による同意を得ることなく、当社において上記目的又は本取引に係るプレスリリース若しくは意見表明報告書等において法令上要求される本追加答申書の内容の開示に必要な範囲での開示目的以外の目的で利用し、また、法令又は裁判上要求される場合に開示する場合を除き、第三者に対して開示又は利用させてはならない。

以 上